

**8 月 3 日及び 11 月 2 日付けの仕業検査体制の
再見直しは『偽装請負対策』ではないのか！？
コンプライアンスと安全安定輸送確保！
『偽装請負』の疑念を明確にし、
組合員が安心して働ける職場環境を！**

2015.12.25 地本は、申 12 号として幹鉄事に申し入れ！

仕業検査「偽装請負」の問題に関する申し入れ

7 月の仕業検査体制変更から 6 ヶ月経過した。この間、8 月 3 日付けおよび 11 月 2 日付けで、それぞれ仕業検査体制の再見直しを行ってきた。これらは偽装請負対策ではないのかという疑念がある。わが社は公共交通機関として、社会的に重大な責任があることは言うまでもない。コンプライアンスと安全安定輸送の確保のために、偽装請負の疑念について明確にし、組合員が安心して働ける職場環境を構築する必要があると考える。

よって、以下について申し入れるので、早急に協議の場を設定し、誠意をもって回答すること。

記

1. 7 月 1 日以降の検査体制を 8 月 3 日および 11 月 2 日に見直した根拠について明らかにすること。
2. 8 月 3 日に向けた説明では連絡体制の明確化としかしていないが、共同作業や業務の独立性については説明されていない。はなはだ不十分な説明であり職場では混乱さえきたしている。仕業検査体制に見直しについて、変遷の推移とその目的について説明すること。また、他にも重要な変更点があれば明らかにすること。
3. 8 月 3 日以降見直した以下について明らかにすること。
(1) SEK 責任者を設置したのはなぜか。

- (2) チェック表をJRとSEK別々にしたのはなぜか。
 - (3) 作業前後の打ち合わせにSEKを入れないのはなぜか。
 - (4) SEKが工具を持参するようになったのはなぜか。
 - (5) SEKに休憩時間変更の指示連絡を責任者を通じて行うようにしたのはなぜか。
 - (6) 作業表示灯を仕業とSEKと別々に扱うようにしたのはなぜか。
 - (7) SEK作業のあと、依然としてNFBの後確認をJRが行うのはなぜか。
 - (8) SEKが屋根上に一緒に登らないのはなぜか。
4. 関西支社では労働局が現場に調査が入り、10月には指導が入ったとの報告を得ている。幹鉄事（東京地区）においては行政機関から調査および指導等があったのか明らかにすること。また、あったとすればその詳細と会社の対応について明らかにすること。
5. 装請負疑惑を解消し、安全で安心して働きやすい快適な作業環境とすること。

以 上